

国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款 新旧対照表

※下線部分が改正部分

現 行	改 正
<p>(約款の適用)</p> <p>第1条 日本郵便株式会社(以下「当社」といいます。)は、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」といいます。)第68条の規定に基づき、法第11条の規定に基づきその規定によることとされる捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約(昭和28年条約第25号。以下「第三条約」といいます。)第5条第2項、第33条第1項、第74条第2項及び第124条並びに万国郵便条約第7条2.1及び2.3(2.1に規定する者に関する郵便物に関する部分に限ります。)の規定により郵便料金を免除される郵便物(外国に<u>あて</u>、又は外国から到着するものに限ります。以下「国際捕虜郵便物」といいます。)並びに戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約(昭和28年条約第26号。以下「第四条約」といいます。)第110条第2項及び第141条並びに万国郵便条約第7条2.2及び2.3(2.2に規定する者に関する郵便物に関する部分に限ります。)の規定により郵便料金を免除される郵便物(外国に<u>あて</u>、又は外国から到着するものに限ります。以下「国際被抑留文民郵便物」といいます。)に係る郵便の役務の提供条件についてこの国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款(以下「約款」といいます。)を定めます。</p> <p>2 (略)</p> <p>(対象郵便物)</p> <p>第4条 国際捕虜郵便物及び国際被抑留文民郵便物の取扱いは、次の郵便物につき、これをします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 重量5キログラムを超えない小包郵便物。ただし、内容品を分割することのできないもの及び捕虜に分配するために捕虜収容所又は捕虜の代表者に<u>あてたもの</u>については、重量の最大限度を10キログラムとします。</p> <p>(国際捕虜郵便物及び国際被抑留文民郵便物の差出方法)</p> <p>第5条 捕虜若しくは第三条約第5条第2項に規定される者(以下「仮収容者」といいます。)、衛生要員若しくは宗教要員又は捕虜情報局が差し出す国際捕虜郵便物及び被保護者情報局が差し出す国際被抑留文民郵便物の差出場所は、国際郵便約款第52条(外国<u>あて郵便物の差出場所</u>)第1項の規定にかかわらず、その捕虜若しくは仮収容者、衛生要員若しくは宗教要員が収容されている捕虜収容所若しくは捕虜情報局若しくは被保護者情報局の所在地の郵便物の配達を受け持つ事業所又は当社が別に定める事業所とします。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(約款の適用)</p> <p>第1条 日本郵便株式会社(以下「当社」といいます。)は、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」といいます。)第68条の規定に基づき、法第11条の規定に基づきその規定によることとされる捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約(昭和28年条約第25号。以下「第三条約」といいます。)第5条第2項、第33条第1項、第74条第2項及び第124条並びに万国郵便条約第7条2.1及び2.3(2.1に規定する者に関する郵便物に関する部分に限ります。)の規定により郵便料金を免除される郵便物(外国に<u>宛て</u>、又は外国から到着するものに限ります。以下「国際捕虜郵便物」といいます。)並びに戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約(昭和28年条約第26号。以下「第四条約」といいます。)第110条第2項及び第141条並びに万国郵便条約第7条2.2及び2.3(2.2に規定する者に関する郵便物に関する部分に限ります。)の規定により郵便料金を免除される郵便物(外国に<u>宛て</u>、又は外国から到着するものに限ります。以下「国際被抑留文民郵便物」といいます。)に係る郵便の役務の提供条件についてこの国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款(以下「約款」といいます。)を定めます。</p> <p>2 (略)</p> <p>(対象郵便物)</p> <p>第4条 国際捕虜郵便物及び国際被抑留文民郵便物の取扱いは、次の郵便物につき、これをします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 重量5キログラムを超えない小包郵便物。ただし、内容品を分割することのできないもの及び捕虜に分配するために捕虜収容所又は捕虜の代表者に<u>宛てたもの</u>については、重量の最大限度を10キログラムとします。</p> <p>(国際捕虜郵便物及び国際被抑留文民郵便物の差出方法)</p> <p>第5条 捕虜若しくは第三条約第5条第2項に規定される者(以下「仮収容者」といいます。)、衛生要員若しくは宗教要員又は捕虜情報局が差し出す国際捕虜郵便物及び被保護者情報局が差し出す国際被抑留文民郵便物の差出場所は、国際郵便約款第52条(外国<u>宛て郵便物の差出場所</u>)第1項の規定にかかわらず、その捕虜若しくは仮収容者、衛生要員若しくは宗教要員が収容されている捕虜収容所若しくは捕虜情報局若しくは被保護者情報局の所在地の郵便物の配達を受け持つ事業所又は当社が別に定める事業所とします。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則(平成25年11月19日 25-日郵国第228号)</p> <p>この改正規定は、平成26年1月1日から実施します。</p>